

答 申 第 2 9 8 号

平成 2 1 年 8 月 2 7 日

千葉県代表監査委員 袴田哲也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋 介



異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 0 年 2 月 5 日付け監査第 1 8 1 号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 3 7 8 号

平成 2 0 年 1 月 1 1 日付けで異議申立人から提起された平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日付監査第 1 6 7 号で行った行政文書開示決定を取り消すことを求める異議申立てに対する決定について

O

O

答 申

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成19年12月28日付け監査第167号による行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成19年12月13日付監査164号で対象文書がないことを明らかにしている。対象文書でないものを開示されても困る。
- (2) 県知事への開示請求をしたところ「まちづくり交付金」について開示されていない。
- (3) 理由説明書の監査委員事務局の担当者は、法定受託事務の外部監査請求を收受日から20日以内に外部監査するか否かを放置していた。調書に記載されたからと、その内容について監査したことにはならない。このことは、他の課がやった法定受託事務について監査していないことを理由説明書で証明をしていることから明らかである。
- (4) したがって、監査をしていないのに、監査をしたことにした開示決定は取消しが必要である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成19年12月11日付けで、「千葉県監査委員が平成18年度に県がやった法定受託事務について監査をしたことがわかる一切の書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、県土整備部県土整備政策課に対する定期監査の予備調査として実施した職員調査の復命書である「復命書（県土整備政策課 平成18年度会計分）」（以下「本件文書」という。）を開示請求に係る行政文書であると特定し、本件文書に、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条各号に該当する情報が記録されていなかったため、本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

(1) 対象文書を特定した理由について

実施機関が平成18年度の県の事務に関して行った監査は、定期監査及び行政監査である。これらの監査に関して実施機関が作成し又は取得した文書のうち、県土整備政策課に対

する職員調査の復命書である本件文書の中に、「まちづくり交付金」に係る県の事務が法定受託事務であることが記録されていたことから、本件文書を対象文書として特定した。

また、本件文書以外に、実施機関が平成 18 年度に県がやった法定受託事務について監査をしたことがわかる行政文書は保有していなかった。

(2) 開示決定とした理由について

本件文書には、条例第 8 条各号に該当する情報が記録されていなかったため、本件決定を行った。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人が主張する平成 19 年 12 月 13 日付け監査第 164 号とは、異議申立人が行った「平成 18 年度に千葉県が法定受託事務をして国からいくらもらったについて、その金額が妥当か否かについて監査したことがわかる一切の書類」という行政文書開示請求に対する不開示決定である。

本件請求とは対象文書が異なることは明らかであるから、平成 19 年 12 月 13 日付け監査第 164 号で不開示決定がなされたことをもって、本件決定の違法又は不当の理由とはならない。

第 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成 20 年 1 月 7 日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件決定に係る対象文書の特定について

実施機関は、本件請求の趣旨を満たす行政文書は本件文書以外にないと説明するので以下検討する。

(1) 法定受託事務について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 項は、自治事務を、「地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの」と規定し、法第 2 条第 9 項第 1 号は、都道府県が処理することとされる法定受託事務を、「法律又はこれに基づく政令により都道府県…が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定する。

また、法第 245 条の 9 は、各大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができるとし、この処理基準は、事務を処理するに当たりよるべき基準であり、地方公共団体は、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものと解されている。

(2) 平成 18 年度に実施機関が実施した監査等について

平成 18 年度に実施機関が実施した監査等は、定期監査（法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査）、財政的援助団体等監査（法第 199 条第 7 項の規定により行う監査）、行政監査（法第 199 条第 2 項の規定により行う監査）、住民監査請求の監査（法第 242 条の規定により行う監査）等である。このうち定期監査は、平成 17 年度会計分と 18 年度会計分とを合わせ 448 課（所）等に対し監査を実施しており、県行政全般にわたり監査を実施していることが認められる。

(3) 実施機関の監査等の基準について

千葉県監査委員職務執行規程（平成 11 年監査委員告示第 1 号。以下「執行規程」という。）第 4 条第 1 項は、「監査等は、法令等に合致し、かつ、予算議決の趣旨に沿ってなされているか等を主眼として、次の各号に定める方針を基本として行うものとする。」とし、各号に掲げる監査等の種別ごとに監査等の方針を規定している。そして、執行規程第 5 条及び第 9 条の規定により、執行規程第 4 条第 1 項に掲げる方針に基づいた監査基準として、千葉県監査委員監査等実施基準（平成 11 年 4 月 1 日決定。以下「監査等実施基準」という。）を定めている。

(4) 自治事務及び法定受託事務に対する実施機関の監査及び当該監査に係る行政文書

ア 自治事務と法定受託事務はともに地方公共団体の事務である。しかし、前述のとおり、法は、自治事務と法定受託事務を区分しており、また、法定受託事務においては、各大臣はその処理基準を定めることができるとされている等、両者には差異があるものと解されている。よって、それぞれの事務に対する監査にもまた、差異があるものと思料されるものである。

イ しかし、監査等実施基準には自治事務と法定受託事務を区分して行う旨の記載はなく、また実施機関によると、作成される行政文書も特段区分されていないことである。

ウ そうすると、実施機関の保有する行政文書の中から、法定受託事務に対する監査に係る行政文書を特定するためには、監査等実施基準が自治事務と法定受託事務を区分するものではなく、作成される行政文書もまた特段区分されていないこと等から鑑みると、実施機関が平成 18 年度に行った監査に係る相当広範囲かつ多量にわたる行政文書すべてについて対象文書に該当するか否かの検討を要することとなる。

(5) 本件決定に係る対象文書の特定について

実施機関は、本件文書を特定した理由について、本件請求の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の「法定受託事務について監査したことがわかる」との記載から、法定受託事務との記述のあった行政文書が本件文書のみであったと説明するが、実施機関は、本件文書以外に、対象文書として特定すべき行政文書があるか、平成 18 年度の監査に係る行政文書の中から異議申立人に絞込みを依頼する等、何らかの特定に関する努力を行うべきであったといわざるを得ないものである。

3 異議申立人に対する照会及び開示請求に係る対象文書の特定について

(1) 異議申立人に対する照会

特定に関する努力を欠いた実施機関の不十分な対象文書の特定及び異議申立理由等から、開示請求に係る異議申立人の意思を確認する必要があると認め、平成 21 年 6 月 16 日付け情公審第 16 号で、当審査会から実施機関に対し、「平成 19 年 12 月 28 日付け監査第 167 号で開示決定した行政文書以外に開示請求に係る行政文書として特定すべき行政文書（異議申立人へ確認のこと）」について資料提出を求めた。

この資料提出要求を受け実施機関は、異議申立人に対し、平成 21 年 6 月 30 日付け監査調第 236 号で「平成 19 年 12 月 28 日付け監査第 167 号で開示決定した行政文書以外に開示請求に係る行政文書として特定すべき行政文書」について照会を行ったが、提出期限までに回答がなかった。

そのため、実施機関から当審査会に対し、平成 21 年 7 月 16 日付け監査調第 270 号で、異議申立人に対し、特定すべき行政文書について照会したが回答がなかったため、監査第 167 号で開示決定した行政文書以外に開示請求に係る行政文書として特定すべき行政文書は不明である旨回答があった。

(2) 開示請求に係る対象文書の特定

ア 上記 2 (4) ウのとおり、監査に伴い作成される行政文書は自治事務と法定受託事務には特段区分されてはいないこと等から、実施機関の保有する行政文書の中から、法定受託事務に対する監査に係る行政文書を特定するためには、実施機関が平成 18 年度に行った監査に係る、相当広範囲かつ多量にわたる行政文書すべてについて対象文書に該当するかどうかの検討を要することとなる。

イ 本件請求の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載のみでは、対象文書を特定するためにこのような検討を要することとなるため、実施機関から異議申立人に対し照会を行ったものであるが、回答がない以上、請求の対象範囲が広範かつあいまいに過ぎることから、実施機関が本件文書以外に本件請求に係る行政文書を特定することができないのやむを得ない。

4 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり実施機関の判断は妥当である。

6 附言

本件決定における実施機関の対象文書の特定に係る事務は不十分なものであったといわざるを得ないものである。実施機関においては、文書の特定のための一層の努力を行うべきであり、今後、同種の開示請求があった場合、請求者と十分に意思疎通を図る必要があるものである。

一方、異議申立人は、実施機関から照会があった際には回答する等、文書の特定に協力するよう求めるものである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 2. 5	諮問書の受理
20. 3. 13	実施機関の理由説明書の受理
20. 3. 31	異議申立人の意見書の受理
21. 2. 24	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 3. 24	審議
21. 7. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年7月28日現在)

○

○